



# 体系書執筆40年 ——ある高齢法学者の歩み

東京大学名誉教授・日本学士院会員

伊藤 眞 Makoto Ito

## I はじめに

民事手続法の内容を体系的に記述する作業を始めたのは、『破産法』（有斐閣、1988年）です。以来ほぼ40年が経過し、私の研究者人生60年のうち3分の2にあたります。この間、同書は、数次の改訂の後に、『破産法・民事再生法』（2007年）に変わり、それも第5版（2022年）に至りました。

1988年は、元号で申せば、昭和63年ですので、昭和、平成、令和の3代を生き延びたことになります。「体系書執筆30年」と題する愚稿を日本弁護士連合会の「自由と正義」66巻4号5頁に掲載いただいたのが2015年、以来10年ほどの日月が流れたのが夢のように感じられます。

雁行して、『民事訴訟法』（有斐閣、1998年）は第8版（2023年）へと、『会社更生法』（有斐閣、2012年）は実質的な第2版として『会社更生法・特別清算法』（有斐閣、2020年）へと、『消費者裁判手続特例法』（商事法務、2016年）は第3版（2024年）へと、成長ならぬ肥大化しています。

## II 教科書から体系書へ

体系書とは？という問いは、学習用教科書と体系書を区別することの意味を尋ねると同義

でしょう。拙著について申せば、『破産法』は、学習用教科書、基礎概念と基本原理とを説明する書物として出発しました。それが徐々に体系書に変化したのは、自らの研究論文の公表と歩調を合わせ、判例や学説の評価、実務運用のあり方などを内容とする記述を追加し、それにあわせて頁数が増加したことによるものです。読者としては、学習者とともに実務家層を意識するようになりました。

それを思いますと、体系書とは、その法分野における最新かつ最大の情報を盛り込み、それについての著者の評価を示す書物と云ってよいでしょう。

江頭憲治郎名誉教授の筆による『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣、2024年）「はしがき」中、「引用文献は、他の体系書ではなく、雑誌・単行本等の研究論文を中心にした。体系書は、一歩進んだ調査・研究をしようとするれば何を読むべきかという情報を提供することが重要な役割であると考えているからである」との記述に接し、共感を覚えます。

もっとも、このような体系書の読者は、日々新たな問題に遭遇し、解決を迫られる実務家が主となり、学習のための教科書としては不向きかもしれません。インターネット上、「スマホだけで司法試験に挑戦」なる声に接するたびに、このような想いを深く致します。